

保護者の皆様

南足柄市教育委員会教育長
南足柄市立向田小学校長

学校の再開に係る新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策のため、本市では、政府の緊急事態宣言及び神奈川県からの協力要請を踏まえ、南足柄市立幼稚園・小・中学校を5月31日までの臨時休校としてきました。保護者の皆様におかれましては、休校期間中の児童生徒等の見守りや学習支援等に多大なるご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

これからは、社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症の予防対策をとりながら生活していかななくてはならないという認識のもと、児童生徒等の健やかな育ちと学びを両立することが求められています。学校では、次のとおり、保護者の皆様のご協力をいただきながら、児童生徒等の健康管理、環境衛生等に配慮して、段階的に教育活動を再開しますので、何とぞご理解くださるようお願いいたします。

1 6月以降の登校について

- (1) 体調がすぐれない、熱がいつもより高い、咳が続いているなどの場合には、登校を見合わせてください。
- (2) 同居するご家族等に、6(2)のア～エの症状がある場合や感染者と濃厚接触した方がいるなど、心配な場合は、お子様を登校させず、学校にご連絡・相談下さい。この理由で登校しない場合でも、学校を「欠席」の扱いにはなりません。
- (3) 毎朝、健康観察の結果を健康観察カードへ記載し、健康観察カードは登校時にお子様を持参させてください。忘れた場合には、学校で体温を計り、その後、保護者に連絡をさせていただきます。
- (4) 通常、マスクを着用させて登校してください。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫が飛散しないよう、マスクの着用を徹底させていただきます。一方で、学校では熱中症予防に向けた配慮も行っています。
- (5) マスクに加えて、清潔なハンカチ、ティッシュ、マスクを置く際の清潔なビニール袋や布袋等をご持参ください。
- (6) 感染予防と熱中症予防の観点から、毎日、水筒をご持参ください。水筒の中身は、水、お茶、スポーツドリンク（2倍に薄める）のいずれかをお願いします。
- (7) お子様自身が、発熱や咳、体の強いだるさ等でお休みする場合は、医師の診断書がなくても、学校を「欠席」の扱いにはなりません。また、医療的ケアが日常的に必要な場合や基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合や保護者の意向により感染予防のために欠席する場合においても「欠席」の扱いとはなりません。いずれの場合も、学校へご相談ください。

2 ご家庭における健康管理について

- (1) 毎朝、ご家庭でお子様の検温及び健康観察を行い、発熱等の風邪症状がみられる場合には、登校だけでなく、外出を控えてください。
- (2) 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけてください。
- (3) 人が密集する場所等への外出は、控えてください。外出時はマスク着用等の感染予防対策の徹底をお願いします。

3 今後の教育活動について

- (1) 学校では、行事の見直しや学習活動の重点化を図るとともに、児童が身に付けるべき学力や学習内容を全教職員が共通理解し、教育活動の質の充実を図ります。その際、児童に過度な負担がかからないように努めます。
- (2) 授業等は、できるだけ直接の身体接触や至近距離での会話等をする必要がないよう工夫して実施しますので、ご家庭でも、休み時間や給食の時間を含めた学校での過ごし方、登下校時の密集や接触を避ける行動等について、お子様にご指導ください。なお、対策を講じていても感染の可能性が高い活動については指導計画を変更し、当面、実施しません。
(例) 音楽科での密な状態での歌唱指導、体育科での児童生が密集する運動、学習発表会や交流会など多数の児童や校外の方と接触する活動等。
- (3) 学校行事については、感染症防止の基本留意事項を踏まえ、実施の可否について検討します。実施する場合は、場所・時期の変更や縮小して実施する場合があります。

4 学校における環境衛生等について

- (1) 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接状況での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮します。
- (2) 教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、毎日、消毒液を使用して除菌を行います。
- (3) 気温の上昇にともない、教室ではエアコンを利用させていただきますが、エアコン使用時も定期的（約30分に1回程度）に窓を開けて換気を行います。

5 手洗いについて

基本的な感染症予防対策として、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うよう指導します。お子様には必ず、登校の際に手を拭く清潔なタオルやハンカチ等を複数枚持参させてください。

6 学校で児童の発熱等を確認した場合の対応について

- (1) 児童に発熱等を確認した場合は、早退の判断をし、保護者へ連絡をします。帰宅後は、症状がなくなるまで自宅で休養させてください。
- (2) 帰宅後、少なくとも次の、ア～エのいずれかに該当する場合は、速やかに保護者から「帰国者・接触者相談センター（045-285-1015）」やかかりつけの小児医療機関等に電話などで相談してください。
 - ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - イ 味覚、嗅覚等の異常を感じた場合
 - ウ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - エ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

7 児童が感染者又は濃厚接触者に特定された場合

お子様が感染者又は濃厚接触者に特定された場合は、出席停止となりますので、保護者から学校へ電話等で必ず連絡してください。